

2021年10月26日

各位

会社名 株式会社 S H I F T
代表者名 代表取締役社長 丹下 大
(コード番号：3697 東証第一部)
問合せ先 執行役員兼 CFO 服部 太一
(TEL. 03-6809-1165)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日付で開催しました取締役会において、2021年11月26日に開催予定の第16回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 提案の理由

遠隔地の株主様など多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化につながり、また、新型コロナウイルス感染症等の感染症への対策にも資することから、完全電子化による株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）を開催することができるよう、定款変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本議案における定款変更の効力は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認（以下「本確認」といいます）を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新設)	第12条 (株主総会の招集) 1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 附則 (株主総会の招集に関する経過措置) 第12条 (株主総会の招集) の変更は、産業競争力強化法及び経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年11月26日(金)

定款変更の効力発生日 2021年11月26日(金)

以上

<本リリースに関するお問い合わせ先>
株式会社 SHIFT IR室
メール：ir_info@shiftinc.jp